

社会福祉法人和光会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人（以下「当法人」という）定款第八条及第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めたものとする。

(職員兼務の役員の報酬)

第2条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給されている役員等については本規定の基づく役員報酬は支給しないものとする。

(非常勤役員等の報酬)

第3条 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

(理事長等の報酬)

第4条 理事長および定款15条の3の業務執行理事については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与および退職手当は支給しない。支給基準は別表第1に定める。

(その他の役員報酬等の算定方法)

第5条 その他の役員報酬の額は、次の各号による報酬等区分に応じて定めるものとする。

- (1) 非常勤役員についての報酬については、別表1に定める
- (2) 役員等が職のために出張したときは、別表2に基づき、旅費（交通費、日東、宿泊料）を支給する。旅費の支給は第2条に定めた職員兼務理事にたいしても支給する。

(報酬等の支払い方法)

第6条 第4条の役員にたいする報酬等の支給については、月額を毎月25日に支給する。ただし、金融機関の休日の当たる場合は、前日に支給する。

- (2) 非常勤役員にたいする報酬等の支給は、支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接し払う。
- (3) 前項の報酬等は、本人の申出により、その指定する金融口座に振り込むことができる。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算金額に一円未満の端が生じたときには、50銭未満の端数については、これを切り捨て、50銭以上1円未満の時には、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別にさだめる。

付則 この規程は平成29年6月24日より施行する。

別表 1

役 職	報 酬(月 額)
理事長	200,000円を上限とする
業務執行理事	〃

別表 2 その他の報酬

(1) 評議員

	報 酬(日 額)
評議員会への出席	半日 5,000円+税 1日 10,000円+税
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	上記の額に準ずる

(2) 理事

	報 酬(日 額)
理事会への出席	半日 5,000円+税 1日 10,000円+税
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	上記の額に準ずる

(3) 監事

	報酬
監事監査等への出席	20,000円+税
理事会への出席	半日 5,000円+税 1日 10,000円+税
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	上記の額に準ずる

別表 3 旅費

1. 役員としての職務のために出張を命じられたときは、旅費を支給する。
2. 旅費は次の区分により支給する。
 - (1) 運賃（鉄道賃、航空賃、諸車賃）
運賃は最も経済的な、通常の経路および方法を利用し、利用交通手段を区別し、領収書を添付して、実費清算とする
 - (2) 日当（1日日当 半日日当）
別表2を基準に支給する
 - (3) 宿泊費（宿泊料、食卓料）
職員の出張規程に準ずる。
3. 旅費は出張前に概算をもって、旅費の仮払いを受けることができる。